

北九州市首都圏認知向上・魅力発信調査事業評価基準表

1 審査方法

- (1) 審査は、評価基準表の評価項目及び配点に従い、審査委員が提案事業者の提案内容を評価し、全委員の合計点の高い順に、契約交渉権に係る優先順位を決定する。
- (2) 評価点が最も高い事業者が2社以上あるときは、全委員による協議を行い、優劣を決定する。

2 評価基準表（100点満点）

評価項目
① 業務理解度・実施方針（20点）
・本業務の目的及び仕様書を十分理解した提案となっているか。 ・業務全体の考え方、実施方針及び進め方が明確であるか。 ・提案全体に一貫性及び独自性があるか。
② 調査手法（15点）
・首都圏生活者、企業、メディア、クリエイター等に対する調査・ヒアリング手法が具体的かつ効果的であるか。 ・調査対象及び調査方法が適切であり、信頼性の高い結果が期待できるか。
③ 分析・整理能力（15点）
・首都圏ニーズと北九州市の地域資源との親和性を適切に分析できる提案となっているか。 ・ターゲットごとの訴求テーマや切り口を効果的に整理できる提案となっているか。
④ 今後の取組に関する提案（20点）
・調査結果をどのように今後の取組へつなげていくのかという考えが明確か。 ・認知向上・魅力発信に向けた方向性が具体的か。 ・実証事業の検討プロセスが妥当であるか。
⑤ 実施体制（10点）
・業務責任者及び実施体制が適切であるか。 ・工程管理及び進捗管理の方法が適切であり、確実な履行が期待できるか。
⑥ 実績（10点）
・過去3年間に、国、地方公共団体その他公共団体が発注した、本業務と同種又は類似する調査業務を履行した実績があるか。
⑦ 見積金額（10点）
・提案内容に対して見積金額が妥当であるか。